



風しんワクチン接種費用の助成を行います

妊娠初期の妊婦さんが風しんに感染すると、難聴や心疾患、白内障などの先天性風しん症候群の赤ちゃんが生まれる可能性があります。風しんの感染予防には予防接種が効果的ですが、妊娠中は予防接種が受けられないため、**妊娠を予定又は希望している女性や妊婦の同居家族(特にパートナー)が予防接種を受けることが望ましいとされています。**

助成対象者

大山町民の方で、

- ①妊娠を希望する女性で、風しん抗体価の低い方
- ②妊婦の配偶者（内縁を含む）
- ③妊婦の同居者
- ④妊娠を希望する女性（風しんの抗体価が低い者に限る）の同居者で風しん抗体価の低い方

※昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性は、2025年3月31日までの間に限り、原則無料で抗体価検査・定期接種を受けられます。

大事なきみと

あかちゃんのために



助成額

1人につき8,000円を助成します。（生活保護の方は全額助成）

ただし、接種金額が8,000円未満の場合はその金額が助成額です。

医療機関で接種費用全額をお支払いいただいた後、助成の手続きをしていただきます。

対象となる接種

風しんワクチン または 麻しん風しん混合ワクチン（MR）

ただし、令和5年4月1日から令和6年3月末日までに接種されたもの

申請方法

- 申請場所：大山町役場こども課（保健福祉センターなわ内）・住民課（役場本庁）・各支所総合窓口室
- 必要書類：
 - ① 風しんワクチン接種費緊急助成事業接種済証兼領収証（医療機関で発行します）
または医療機関発行の領収証（ワクチンのメーカー、ロット番号が分かるもの）
 - ② 母子健康手帳（妊婦の配偶者及び同居者の場合）
 - ③ 抗体価検査の結果が分かるもの
 - ・県の検査費用助成を受けた方…医療機関で「抗体価検査結果通知書」が発行されます。
 - ・妊婦健診で抗体価検査を受けられた方…母子手帳を提出してください。

- 申請期間：令和6年3月末日まで

その他

- ・妊娠中の方は接種を受けることができません。また、接種後2か月間は妊娠を避ける必要がありますので、ご注意ください。
- ・医療機関の指定はありませんが、事前に予約されることをお勧めします。

(問い合わせ先)

大山町役場こども課

電話 (0859)-54-5205

